

2013年10月30日  
国・地方公共団体・福祉等の分野における  
法曹有資格者の活動領域の拡大に関する分科会

国・地方公共団体・福祉等の分野における法曹有資格者の活動領域の拡大に係る現状認識、課題、方策メモ

中央大学・大貫裕之

(Ⅰ) 実行の必要性

自治体は法的素養をもつ者を必要としている。個別行政分野（福祉、学校）も法的素養をもつ者を求めている。ニーズがあるかどうか議論している段階ではない。

しかし、ニーズがあることを採用側も法曹有資格者も十分に認識していない  
→ 認識をしてもらうための方策の必要性 どのような方策か すでに実施されている弁護士派遣スキームの実績を積極的に発信していく。各自治体へ、各法科大学院（学生、法曹有資格者へ）へ

ニーズについてなお調査すべきところ → 国におけるニーズ（推測 地方支分部局における状況は自治体と同様ではないか）。本省におけるニーズは？（その計測のために、試行的に弁護士を省庁に派遣する）

かなり確信をもった推測 政府の法案提出作用、あるいは議会の立法作用の遂行に当たっての補助機構（内閣法制局および各議院法制局をイメージ）の充実のためには相当数の法曹有資格者が必要ではないか。

ニーズの認識とニーズへの対応及び課題の認識のための施策の必要 → パイロット事業の実施？

(Ⅱ) ミスマッチ

自治体等と法曹有資格者の間で、ミスマッチが発生している。→ マッチング機関の必要性

(Ⅲ) 情報共有

各アクター間の情報共有不足 → 自治体等、弁護士会、法科大学院の意見交換の場の設定

(IV) 法曹有資格者へのサポート

自治体等の求める能力を法曹有資格者は必ずしも持っていない。→ 地方自治法や地方財政法等に関する知識。個別行政分野に関する知識（福祉、教育）。予防法学的スキル、政策形成的スキル（法科大学院在学中の科目としての提供。継続研修のプログラムとしての提供。しかし法科大学院だけでは担えない。他の高等教育機関との連携）。

組織人としての資質、市民に仕える者としての自覚（お客様への対応）の不足 → どう養成するか？

自治体に任期付き公務員等として勤務する弁護士のキャリア形成への不安 → どう対応するか？

(V) 採用側へのサポート

自治体等が弁護士を採用する際の財政問題 → 国からの補助？ 複数の自治体による共同採用？

(VI) 法曹有資格者の活動領域の拡大のために最も必要な転換

法曹イメージの転換が不十分 → 事後紛争解決型、法廷中心型法曹から、予防法学的法曹（リスク回避）、政策形成型法曹（積極的な秩序形成）へ（社会が求めているのはむしろ後者であろう）

事後紛争解決型、法廷中心型法曹は要りません！ 顧問弁護士で充分です！